

処 分 基 準

令和8年4月1日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第11条第2項
処 分 の 概 要：銃砲等又は刀剣類の所持許可の取消し
原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会）
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条（許可）、同第6条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、同第5条第5項（許可の基準）、同第11条第2項（許可の取消し）、同第30条（権限の委任） 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第46条（権限の委任）
処 分 基 準： 法第5条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族が生じた場合は、許可者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合を除き、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先： 北海道警察本部生活安全部保安課銃砲・危険物係（電話011-251-0110） 各方面本部の生活安全課生活経済・保安・サイバー係 （函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （釧路方面の場合（電話0154-25-0110）） （北見方面の場合（電話0157-24-0110））
備 考：